



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

謹賀新年



新年明けましておめでとうございます

昨年中は何かとご愛顧を賜り、
誠にありがとうございました

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます



昨年暮れも押し迫った23日、ABCテレビで何気なく見ていた「キャスト」という番組は、「2014年末拡大スペシャル!!あの泣き乱れ会見から半年~番組が暴き続けてきた政活費問題を徹底追及~議員と金…実情激白!!」というものでありました。

そこには恥ずかしくも、超有名になったわが地元兵庫県議会議員のN議員も何度か登場しましたが、これを契機に各地方の議員の政治と金に関わるお粗末なシーンが次々と紹介されておりました。ある都市の名誉ある県・市議会の議長職経験者が軒並みにキャストの記者達から質問され、一昔前の議員感覚では想像もつかなかったであろう突っ込みに遭い、最初は高飛車に言い訳をしていたのが、市民の税金と政治活動感覚が合わなくなって口ごもってしまい、はっきり答弁をせよとの追及を受けて、質問を受ける議員が答弁できなくなってしまい、拳句の果てに議員辞職を表明したのだが、辞表を受け取るべき議長までもが次々と3人も続けて辞職したため、受け取るべき議長が空席という市も出る始末。全くお粗末な地方自治体が紹介され、最終的には地方議員そのものの必要性が云々されるほど議論が進むまでに至りました。

これらの映像の中には、たまたま過去に選挙で投票をしてきた地元議員も顔を見せていて、あんたもか、とウンザリ。本当に地方都市の市民の代弁者であり、お役に立っていているのか。1年に僅か90日足らずの出勤で2,000万円近い報酬を得ているというのに、市民の信頼を裏切っているという他はないのではと。もっとも、真面目に勤めを果たす議員もおられて一概には言えないとは思いますが。

ただし、辞職をした議員の中に一人だけ、自己の行為をすっかり改悛をし、元の本職（鉄工所の経営者）に戻る傍ら、報道陣に対し、素直に政治家の行動に市民としての理解ある解説を加えている方がおられて、せめてもの安堵を感じた次第でした。

また、考えようによれば、N議員のお蔭で全国地方都市議員の政活費のムダをなくするきっかけとなり、相当な支出削減に貢献した皮肉にお礼を言うべきか。しかし、報道されている中国のトップがその地位から得られる収賄の額から見ると可愛らしいものだ…という声もあります。

お客様
情報

サービス付き高齢者向け住宅 「ふくふく」OPENのご案内

P2

当事務所のお客様である『医療法人社団ほがらか会』様が、サービス付き高齢者向け住宅『ふくふく』を、兵庫県たつの市揖保川町神戸北山に開設されました。バリアフリー対応の賃貸住宅において、入居者様が、安否確認や生活相談をはじめ、各種サービスを受けられます。

◆24時間介護スタッフ常駐 ◆食事は1日3食提供 ◆訪問診療・訪問看護も可能
など、医療法人ならではの受け入れ態勢で、要介護5の方まで対応されています。

『医療法人社団ほがらか会』様は、『室井整形外科・心療内科』を運営されており、連携しての迅速な対応も可能となっています。入所をご希望の方はなるべく早めにお申し込み下さい。

【お問い合わせ先】

室井整形外科・心療内科

ふくふく開設準備室

(TEL) 070-6925-6601

年中無休 9:00~18:00

サービス付き高齢者向け住宅 ふくふく

お客様
情報

企業の「マンネリ」解決します！

当事務所のお客様である『株式会社メディアミックス総合研究所』（代表取締役：柚垣礼和様）が、『マンネリズム改善セミナー』にて、集客・告知PR部門の講師をされます。

- ☆長らく新しい取引先が増えていない
- ☆従業員のモチベーションが上がらない
- ☆経費の見直しを長らくしていない

このような企業を対象として、中小企業の発展を阻む『マンネリ』を打破するノウハウを披露されます。開催概要は以下の通りです。

- 日時：2015年1月14日（水）18時30分～20時40分（18時開場）
- 参加料：3,000円 ■定員：20名（※定員になり次第締め切らせて頂きます）
- 会場：姫路労働会館・第四会議室（姫路市北条1-98）
- 申し込み先：<http://goo.gl/Zr9S07>

※新たにアクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



情報

平成27年1月から改正相続税が施行されています

〔改正点①〕基礎控除額が大幅に縮小されています。

(改正前)	(改正後)
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

〔例〕 法定相続人が配偶者と子2人で、相続財産が8,000万円の場合

●改正前の基礎控除額 → 5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円

課税される相続財産評価額 → 8,000万円 - 8,000万円 = 0円

●改正後の基礎控除額 → 3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円

課税される相続財産評価額 → 8,000万円 - 4,800万円 = 3,200万円

このように控除額が4割減ったため、改正前には申告の必要が無かったケースでも、平成27年1月1日以後に発生する相続からは申告が必要になるケースが出てきます。

〔改正点②〕最高税率の引き上げなど税率構造が変わっています

各法定相続人の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率
1億円超 ~ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ~ 3億円以下		45%
3億円超 ~ 6億円以下	50%	50%
6億円超 ~		55%

相続税の節税対策は今からでも間に合います

改正相続税法が施行され、我が家にも相続税額が発生するんじゃないか、と心配されている方も多いのではないのでしょうか。とはいえ、節税対策って難しそう…とか、まだまだ先のことだから…とか、よく分からないからその時に考えよう…など案外何もされていない方が多いのも事実です。

節税対策は相続が起こってしまってからではできません。そうなる前に対策をとっておくことが重要です。今からでも金融資産や不動産を活用した節税対策は可能です。(ただし、相続財産や相続人など個々の状況により、効果的な方法が異なりますので十分な検討が必要になります)。相続財産となる資産(土地や株式など)の評価などと共に一度対策を考えてみてはいかがでしょうか。お困りのことがありましたら当事務所でお手伝い致しますので、ご遠慮なくご相談下さい。(記事担当:吉田)

【相談窓口】 姫路相続相談センター 079-288-0566
 受付時間 平日9:00~17:00 ※相談無料

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX